

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明

に係る事業者認定実施要領

大分県木材協同組合連合会

平成28年1月18日作成

第一 目的

本実施要領は、大分県木材協同組合連合会（以下「当団体」という。）が平成18年7月21日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る大分県木材協同組合連合会行動規範」及び平成25年2月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は原則として当団体の会員を対象とし、会員外については必要に応じて認定の対象とする。

第三 事業者認定申請及び認定手数料

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、様式1のアで定める事業者認定申請書を、当団体へ提出しなければならない。
- 2 前項の認定申請に伴う手数料は、別記1のとおりとし、当団体の請求に応じて支払うものとする。なお、認定されなかった場合の認定手数料は不要とする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、当団体の代表理事（理事長）が指名する審査委員からなる審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された事業者認定申請書の内容について、本実施要領第五の認定要件、合法性ガイドライン及び発電利用ガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査を実施するものとする。なお、必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当団体は、審査委員会の審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を確保していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、様式2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。
- 3 事業者認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、認定事業者は速やかに様式3で定める「事業者認定書記載事項変更届」により届けるものとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式例は、様式4とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を様式5により毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材等の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通

知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ その他、審査委員会が認定事業者として不適と認めたとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、様式6で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の更新

- 1 事業者認定の更新（継続）を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヵ月前までに、様式1のイで定める事業者認定申請書（更新）を当団体へ提出しなければならない。
- 2 更新の認定申請に係る審査及びその結果の通知については、本実施要領「第四 審査及びその結果の通知」に準じて実施するものとする。
- 3 更新の認定に係る手数料は、更新の認定がされなかった場合は返納する。

附則

- 1 本実施要領は、平成28年 1月18日から施行する。
- 2 「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（平成18年7月21日作成）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（平成25年2月1日作成）（以下「旧実施要領」という。）は廃止する。ただし、旧実施要領により、認定された事業者認定書の有効期間は、その期間が満了する日まで旧実施要領の認定期間を適用する。
- 3 本実施要領施行以前に、旧要領に基づき提出している事業者認定申請書については、本実施要領により申請書を提出したものとして取り扱う。

別記1 「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定手数料

① 合法性・持続可能性の証明のみを受けようとする事業者（以下「合法木材供給事業者」という。）及びその更新に係る認定手数料

〔認定手数料〕 1 万円

※ただし、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている者が新たに当該事業者認定の受けようとする場合は、不要とする。

〔更新手数料〕 5 千円

② 発電利用に供する木質バイオマスの証明のみを受けようとする事業者及びその更新に係る認定手数料

〔認定手数料〕

会員・所属員 2 万円

上記以外 5 万円

※ただし、合法木材供給事業者の認定を受けている者が新たに当該事業者認定を受けようとする場合は、当該事業者認定手数料から既に納付している合法木材供給事業者の認定に係る手数料を差し引いた額とする。

〔認定更新手数料〕

会員・所属員 1 万円

上記以外 2 万5千円

③ 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明の両方を受けようとする事業者及びその更新に係る認定手数料

〔認定手数料〕

会員・所属員 2 万円

上記以外 5 万円

〔認定更新手数料〕

会員・所属員 1 万円

上記以外 2 万5千円

④ 現地調査費

事業者認定に際し、現地調査等が必要な場合は実費を徴収。

(注) 実費とは、現地調査に要する日当、通行料等をいい、当団体の定めるところによる。

事業者認定申請書

平成 年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

(申請者)
事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名： 印

貴団体の認定を得て（合法性・持続可能性の証明、発電利用に供する木質バイオマスの証明）を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年月日	年	月	日	
従業員数	工場 営業	人	事務所 その他 合計	人

2. 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量

(原木)	m ³	杉	m ³
		桧	m ³
		その他	m ³
(木製品)	m ³	製材品	m ³
		チップ	m ³
		その他	m ³

3. 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：(別添のとおり)
4. 分別管理及び書類管理の方針：(別添のとおり)
5. その他（注）：

注1：認定を受けようとする証明に○を囲んでください。

注2：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

事業者認定申請書（更新）

平成 年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

（申請者）
事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名： 印
認定番号：

貴団体の認定を得て（合法性・持続可能性の証明、発電利用に供する木質バイオマスの証明）を継続して行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量
- 3 過去3年間の木材・木材製品（合法木材）及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量（m³）
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添のとおり）
- 5 分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）
- 6 その他（注）

注1：継続を受けようとする証明に○を囲んでください。

注2：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

様式2のア（合法木材認定事業者用）

事業者認定書

平成 年 月 日

殿

大分県木材協同組合連合会
代表理事

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 大木連合法第 号

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

様式2のイ（木質バイオマス認定事業者用）

事業者認定書

平成 年 月 日

殿

大分県木材協同組合連合会
代表理事

平成 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 大木連発電第 号

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

事業者認定書記載事項変更届

平成 年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

(新) 事業者の所在地 :
(新) 事業者の名称 :
(新) 代表者の氏名 : 印
団体認定番号 :

平成 年 月 日付けで認定のありました事業者認定書（合法性・持続可能性の証明、発電利用に供する木質バイオマスの証明）について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記
認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

- 1 (旧) 事業者の所在地 :
(新) 事業者の所在地 :
- 2 (旧) 事業者の名称 :
(新) 事業者の名称 :
- 3 (旧) 代表者の氏名 :
(新) 代表者の氏名 :
- 4 (旧) 取扱責任者の氏名 :
(新) 取扱責任者の氏名 :

※（取扱責任者を変更した場合は、分別管理及び書類管理方針書の変更を添付して下さい。）

注1： 上記項目の変更があった箇所のみを記載してください。

注2： 変更届けが必要な証明書に○で囲んでください。

合法木材及び 発電利用に供する木質バイオマスの証明書

番号
平成 年 月 日

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名： 印
団体認定番号：

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

- 1 樹種：
- 2 品目（注③）：
- 3 数量（注④）：
- 4 その他必要事項：

注①上記1～3の項目に○で明記すること

②本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

③丸太、製材品、合板、集成材、チップ等を記述して下さい。

④商取引上の単位（m³、本、t、kg、枚など）にて記述して下さい。

⑤持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述をして下さい。

様式 5

合法木材及び

発電利用に供する木質バイオマス証明書に係る取扱実績報告

平成 年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 : 印
団体認定番号 :

「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定」に基づき、別紙のとおり合法木材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

別紙

1 期 間	平成 年 4月 1日～ 平成 年 3月 31日
2 木材・木材製品の取扱量（総量）	原木（原料）入荷量（m ³ ） 原木（原料）出荷量（m ³ ） 製材品等入荷量（m ³ ） 製材品等出荷量（m ³ ） チップ等入荷量（m ³ ） チップ等出荷量（m ³ ）
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づき合法木材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量（m ³ ） 原木（原料）出荷量（m ³ ） 製材品等入荷量（m ³ ） 製材品等出荷量（m ³ ） チップ等入荷量（m ³ ） チップ等出荷量（m ³ ）
4 2のうち、発電用ガイドラインに基づき間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量（m ³ ） 原木（原料）出荷量（m ³ ） チップ等入荷量（m ³ ） チップ等出荷量m ³
5 2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量（m ³ ） 原木（原料）出荷量（m ³ ） チップ等入荷量（m ³ ） チップ等出荷量m ³

注1：製材品等には集成材、合板等を含む。

注2：チップ等とはチップ、製材端材、おがくず、樹皮等をいう。

注3：チップの換算率は針葉樹 1 t=2.2 m³ 広葉樹 1 t=1.7 m³とする。

認定事業者の認定取消通知書

番号

平成 年 月 日

殿

大分県木材協同組合連合会
代表理事

貴事業者については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」第十の規定により、 年 月 日でその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由

【事例：素材生産及び素材流通業者用】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
平成 年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月21日）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年2月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性（以下「合法木材という。」）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。
- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

〈分別管理場所を自社で有していない場合〉

合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いにかつ、それ以外の木材が混在しないよう伐採林地等において分別管理をする。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等の取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。 以上

【事例：製材・加工事業者用】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月21日）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年2月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性（以下「合法木材という。」）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材・チップ等加工に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品・チップ等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであること確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。
- ・ 製材品・チップ等の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した製材品等と、それ以外の木材を原料として製造した製材品等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び

製品・チップ等の生産量を実績報告として取りまとめる。

・合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。 以上

【事例：製品等流通業者用】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月21日）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年2月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性（以下「合法木材という。」）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において取り扱う製材品及びチップ等に適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 製材品及びチップ等の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 製材品及びチップ等の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材品・チップ等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであること確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材について、それぞれに係る製材品等の取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。以上

建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

会社名

全敷地面積

m²

--

(記 載 例)

建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

会社名

全敷地面積

m²

